

# 自賠責共済規程の一部変更について

平成19年1月

## 自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

### (1) 変更理由

平成19年4月1日に施行される中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律により、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等の共済募集に関する規制が整備されるとともに、「組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないもの」が「共済代理店」として明確に位置付けられたこと（同法第9条の7の5第2項）及び自動車損害賠償保障法第30条において、事業協同組合等が責任共済に関する代理店契約を締結することが可能となったことから、全国自動車共済協同組合連合会（全自共）及び傘下の自動車共済協同組合（組合）の共済規程について、その改正に対応した変更を行う必要がある。

### (2) 変更内容

全自共及び組合の共済規程について、以下の変更を行う。

（共済代理店に関する規程の追加）

全自共及び組合において、共済代理店を設置し、これと責任共済に関する代理店契約を締結することから、共済規程に共済代理店に関する規程を追加する。

自動車損害賠償責任共済規程一部改正新旧対照表

新	旧	備 考
<p align="center">自動車損害賠償責任共済規程 第1章 総則に関する事項</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(共済代理店の設置及び権限)</u></p> <p>第5条 本会は、中協法第9条の7の5第2項に定める共済代理店 を<u>設置することができる。</u></p> <p><u>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 共済契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(2) 共済掛金の収受に関する業務</u></p> <p><u>(3) その他本会が定めた事項に関する業務</u></p> <p>(共済金額および共済期間の制限)</p> <p>第6条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定め る金額とする。</p> <p>2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」に 定める期間とする。</p> <p>[注] 以降に記載されている条文についても、1条ずつ繰り下げ る。</p> <p>附 則</p> <p>1. この自動車損害賠償責任共済規程は、<u>平成19年4月1日</u>から 施行する。</p>	<p align="center">自動車損害賠償責任共済規程 第1章 総則に関する事項</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(共済金額および共済期間の制限)</p> <p>第5条 共済金額は、令第12条において準用する令第2 条に定める金額とする。</p> <p>2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛 金率表」に定める期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>1. この自動車損害賠償責任共済規程は、<u>平成17年2月 28日</u>から施行する。</p>	<p>● 中小企業等協同組合法の改正に伴い、条文を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組合の場合は「本組合は、中協法第9条の7の5第2項に 定める共済代理店を設置することができる。」となる。</li> <li>組合の場合は「その他組合が定めた事項に関する業務」と なる。</li> </ul>

## 自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

### (1) 変更理由

平成19年4月1日に施行される中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律により、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等の共済募集に関する規制が整備されるとともに、「組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないもの」が「共済代理店」として明確に位置付けられたこと（同法第9条の7の5第2項）及び自動車損害賠償保障法第30条において、事業協同組合等が責任共済に関する代理店契約を締結することが可能となったことから、交通共済協同組合（組合）及び全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）の共済規程について、その改正に対応した変更を行う必要がある。

### (2) 変更内容

組合及び交協連の共済規程について、以下の変更を行う。

（共済代理店に関する規程の追加）

組合及び交協連において、共済代理店を設置し、これと責任共済に関する代理店契約を締結することから、共済規程に共済代理店に関する規程を追加する。

自動車損害賠償責任共済規程一部改正新旧対照表

新	旧	備 考
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(共済代理店の設置および権限)</u></p> <p><u>第5条 組合は、中協法第9条の7の5第2項に定める共済代理店を設置することができる。</u></p> <p><u>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 共済契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(2) 共済掛金の収受に関する業務</u></p> <p><u>(3) その他組合が定めた事項に関する業務</u></p> <p><u>(共済金額および共済期間の制限)</u></p> <p><u>第6条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</u></p> <p><u>2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」に定める期間とする。</u></p> <p>[注] 以降に記載されている条文についても、1条ずつ繰り下げる。</p> <p><u>付 則 (平成19年 月 日一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この規程の一部改正は、平成19年4月1日より施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(共済金額および共済期間の制限)</p> <p><u>第5条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</u></p> <p><u>2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」に定める期間とする。</u></p> <p>[新設]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業等協同組合法の改正に伴い、条文を追加する。</li> <li>・ 交協連の場合は「<u>本会</u>は、中協法第9条の7の5第2項に定める・・・」となる。</li> <li>・ 交協連の場合は「<u>その他本会</u>が定めた事項に関する業務」となる。</li> </ul>